

令和8年熊本地震による被災者にかかるマイナ保険証又は資格確認証等の提示等について

今般、令和8年熊本地震により被災された被保険者及びご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

マイナ保険証又は資格確認証等を紛失またはご自宅に残したまま避難していることにより、保険医療機関等受診時にマイナ保険証又は資格確認証等を提示できない場合は、窓口で「氏名・生年月日・連絡先（電話番号等）・事業所名」を申し立てることにより、マイナ保険証等がなくても受診できます。

なお、保険者名を聞かれた場合は、「近畿電子産業健康保険組合」とお伝えください。